選ばれた町民の代表26名

吉田茂一郎 三八才
①向日 ②国鉄職員

鎌田正太郎 五八才
①鶏冠井 ②農業

莨健 六三才
①向日 ②銀行員

木村繁雄 二九才
①鶏冠井 ②農業

島田貞一 五一才
①上植野 ②農業

春田光夫 三四才
①寺戸 ②和洋紙裁断加工

布施勘三郎 六五才
①寺戸 ②青果食料品

山口重治郎 五九才
①寺戸 ②農業

清水清太郎 五四才
①森本 ②農業

久鳴五郎 六四才
①西向日 ②団体職員

梶清一 五九才
①寺戸 ②会社社長

辻井良一 四〇才
①向日 ②洋品呉服小売

永井又一 六二才
①上植野 ②農業

黒田治郎吉 五六才
①物集女 ②農業

清水仙太郎 五五才
①物集女 ②農業

野口宗一 五六才
①上植野 ②農業

岡崎利一 五五才
①寺戸 ②農業

長谷川銀之助 六三才
①寺戸 ②農業

長谷川新太郎 六四才
①寺戸 ②農業

岡田孝太郎 五七才
①寺戸 ②酒類食料品小売

清水亀吉 五六才
①森本 ②農業

奥山伊太郎 六九才
①寺戸 ②農業

石井熊三郎 六一才
①寺戸 ②会社社長

辻裏一 六四才
①寺戸 ②医師

天井清三郎 五三才
①寺戸 ②労組執行委員長

長谷川清次 四八才
①寺戸 ②薪炭販売業

町議会議員選挙おわる

投票率は七二・五％（本年最高）

私たちの最も身近かな選挙である町議会議員選挙は、七月二十九日の告示から、二十六の議席をめぐつて三十一名の候補者は、カンカン照りの全町に選挙運動をくりひろげた。八月五日の投票日は例年にない暑い日で、有権者は朝夕の涼しい間に投票所につめかけた。

投票率は、関心の深い選挙だけに今年最高の七二、五％となつたが、二十六年の町議選八九％、三十年の町議選七九％にはおよばなかつた。

即日開票は、七時半より向陽校講堂で行なわれ、選挙立会人、多数の参観人の見まもる中で開票は続けられ、九時半には町民の期待をになう新議員二十六名の当選が確定した。（①住所②職業）写真は京都新聞社提供

町議会議員選挙 候補者得票表

定数26名

当	二四八票	吉田茂一郎
当	二三一票	鎌田正太郎
当	二一六票	莨健
当	二一三票	木村繁雄
当	一九七票	島田貞一
当	一九三票	春田光夫
当	一八九票	布施勘三郎
当	一八九票	山口重治郎
当	一八八票	清水清太郎
当	一八〇票	久鳴五郎
当	一七八票	梶清一
当	一七七票	辻井良一
当	一七五票	永井又一
当	一七三、六五六票	黒田治郎吉
当	一七三票	清水仙太郎
当	一七三票	野口宗一
当	一七三票	岡崎利一
当	一六五票	長谷川銀之助
当	一六四票	長谷川新太郎
当	一六三票	岡田孝太郎
当	一六一、五四一票	清水亀吉
当	一五八票	奥山伊太郎
当	一五五票	石井熊三郎
当	一四八票	辻裏一
当	一四七票	天井清三郎
当	一三〇票	長谷川清次
次点	一一八票	藤田勝次郎
当	九二票	斉藤四一
	八〇票	宮部曾一
	七三票	梁田熙平
	四八票	玉木長歳

広報向日町

発行所
京都府乙訓郡向日町
大字向日小字南山三
電話向日町18・218番
編集
向日町役場総務課

町の人口

34年7月末現在

男	5,688人
女	5,941人
計	11,629人
世帯数	2,642

物集女	792人
寺戸	5,112人
森本	849人
鶏冠井	1,153人
西向日	991人
上植野	1,555人
向日	1,177人

"就任あいさつ"

向日町教育委員会
教育長 長谷川三五郎

6月13日、はからずも向日町教育委員会委員の重職に任命されましたが、もとより浅学非才、教育行政の経験にとぼしい者でございますから、向日町のみな様のご指導とご援助をこうむりたいと存じております。

今日、就任後日尚浅く郡内教育界のようすはもとより、地元向日町の教育情勢もよく存じません。

ちょうど向陽小学校の一年生に転入して来た子達同然でございます。

学校の先生を尊敬して、私に与えられた教科書をよく勉強し、仲間の人とは、たがいに励ま会つて粉骨砕身自己の職務に励みたいと存じております。向日町のみな様、今後何卒よろしくお願い申し上げます。

自衛隊 映画会

日時 8月29日（土）午後5時
場所 向陽小学校運動場（雨の場合は講堂）
劇映画・その他

選挙人名簿の調製

もれると大變，選挙ができなくなります

向日町選挙管理委員会

各種選挙に使用する選挙人名簿は、毎年九月十五日現在で調製する基本選挙人名簿と、選挙の都度調製する補充選挙人名簿の二種類があります。

今度調製するのは、基本選挙人名簿であり、この名簿は、三十五年一年間の各種の選挙に使用するのです。

現在までに行われた数多くの選挙で皆さんも充分熟知でしょうが選挙人名簿に名前がのつていないと国会議員の選挙とか、市や町の選挙において投票することができません。

近日中に同様のお手もとに選挙案内調査票をおくばりして記入願うことになりますが、記入を要する人は、

(イ) 昭和三十四年六月十六日以前から向日町に住んでいる人で（昭和三十四年九月十五日まで引続き三ヶ月以上住所を有している者。）

(ロ) 昭和三十四年十二月二十日で年令が二十才以上になる人、即ち昭和十四年十二月二十一日以前に生れた人

(ハ) 次に掲げる事項のどれにも該当しない人。

(a) 禁治産者

(b)(c)(d) 禁固以上の受刑者でその執行が終つていない人。
治安法の定めるところによつて行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪で刑に処せられて、執行を受けることがなくなる人。
戸籍法の適用を受けない人。

◆自衛隊員、出稼人、船員、病院入院中等のため他の市町村に居る人は、その人の所在地を備考欄に記入して下さい。

◆この調査は、住民登録や配給登録とは別ですから住民登録や配給登録の有無にかゝわらず記入して下さい

投票の当日に生れた時から住んでいるのに何故登録洩れになつているのか。という問題が二、三ありましたが、これは、毎年のこの調査票を提出しなかつたり、家族の者が記入を洩して名簿に登録されていないという場合が多く、選挙の当日では遅すぎるとどうする事も出来ず、選挙管理委員会としてもこの様な人を一人も無い様にしたいと努力しておりますが皆様も出来るだけ御協力を願います。

調査票は、記入の上忘れずに提出していただき、名簿の縦覧期間中（十一月五日から十九日まで）には必らず、役場選挙管理委員会へ、自分や家族の者が間違いなく登録されているかを見に来て下さい。

期間中は、土曜、日曜を問わず毎日午前八時半から午後五時まで縦覧出来ます。